

## ○ 教育職員特別研修規程

### (目的)

第1条 学校法人愛知大学（以下「本学」という。）の専任の教育職員（特別任用教員を除く）の「特別研修」については、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において特別研修とは、専攻する分野の学術研究又は調査を目的として、一定期間国内外の他大学その他の研究機関において研究することをいう。

2 特別研修は、自宅から研修機関に通う「自宅特別研修」並びに移住して研修機関に通う「国内特別研修」及び「海外特別研修」とする。

3 本学が旅費を負担する海外特別研修は、海外の研究機関等において研究する場合に限る。

### (研修先及び期間)

第3条 研修機関は、国内（学内の研究所等を含む）、海外にかかわらず複数指定できる。

2 研修期間は1年以内とする。

### (人員)

第4条 特別研修の人員は、大学全体で年間9名とする。

2 特別研修の人員は、各教授会1名とする。ただし、大学全体で9名に満たない場合は、この限りではない。

### (資格)

第5条 特別研修者となる資格は、次のとおりとする。

(1) 本学の専任の教育職員として申出時3年以上勤務した者

(2) 研修を行う前年度の3月末日現在 満65歳未満の者

### (推薦)

第6条 学部長、短期大学部長又は専門職大学院研究科長（以下「学部長等」という。）は、本人の申出により教授会の議を経て、別に定める期日までに特別研修者の候補を学長に推薦する。

### (決定)

第7条 学長は、前条の推薦に基づき、研究委員会及び大学評議会の議を経て特別研修者を決定し、学部長等を経て本人に通知する。

### (書類の提出)

第8条 特別研修の決定を受けた者は、所定の書類を、学部長等を通じて学長に提出する。

### (職務免除)

第9条 特別研修の期間中は授業を免除し、役職にある者はその委嘱を解く。

### (他大学等での勤務の制限)

第9条の2 研修期間中における他大学等での出講については、これを認めない。ただし、特別の事情がある場合、所属教授会の議を経て、学長はこれを許可することができる。

### (旅費)

第10条 特別研修者には「旅費規程」により、研修旅費を支給する。

### (海外研修に伴う必要経費)

第11条 海外特別研修者には、申請に基づき、旅費以外に次の項目について支給する。

(1) 当該研修に必要な査証取得料

(2) 当該研修期間中の医療・健康保険料

2 前項第2号における保険の補償項目及び保険金額は、別表に定めるとおりとし、保険料実費を支給する。ただし、保険料の支給額は、別表の保険料相当額（12万円）を上限とする。

### (研修期間中の給与)

第12条 特別研修者には、研修期間中「給与規程」に定める本俸、扶養家族手当、勤続手当、住宅手当及び期末手当並びに個人研究費を支給する。

### (研修委託費)

第13条 研修機関が、特別研修者の国内での研修にあたり、研修委託費を徴収する場合には、本学がその実費の全部又は一部を負担する。

### (報告義務)

第14条 特別研修者は、研修期間終了後2ヵ月以内に、専攻する分野の学術研究又は調査に関し、その内容及び成果を明らかにする報告書を、学部長等を経て学長に提出しなければならない。

(旅費の返還)

第15条 特別研修者が研修終了後、次に定める期間内に本学を退職した場合には、支給した旅費の全額を返還しなければならない。ただし、本人の死亡その他やむを得ない事由による退職の場合は、この限りでない。

(1) 在職期間（研修期間を含む。以下同じ。）10年未満の者は、研修期間の2倍の期間

(2) 在職期間10年以上の者は、研修期間に相当する期間

(他機関給費研修者への適用除外等)

第16条 本学以外の機関から旅費又はその他の給費を受ける研修（以下「他機関給費研修」という。）に関する取扱いについては、内規に定める。

(細則)

第17条 この規程の実施に必要な事項は、細則に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、教育職員海外研修規程（1978年4月1日施行）及び教育職員国内研修規程（1979年4月1日施行）は廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、国内研修者となる資格については、経過措置として本規程施行後5年間（2013年3月31日迄）、教育職員国内研修規程第4条を適用する。

附 則（地域政策学部の設置及び海外研修に伴う必要経費を支給対象とすることに伴う改正）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（規程の改正手続の変更に伴う改正）

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則（専門職大学院会計研究科廃止に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（他大学等での勤務の制限の規定化に伴う改正）

(施行期日)

1 この規程は、2015年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第8条の2は、2015年度学外研修者には適用しない。

附 則（研修種類の整理、規程名称の変更及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正）

(施行期日)

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

(名称変更)

2 前項の施行日より、本規程の名称を教育職員特別研修規程に改称する。

(経過措置)

3 この規程は、2017年度新規申請分（2018年度特別研修者）から適用とし、過去に学外研修者であった者は、なお従前の例による。

別表

医療・健康保険補償項目	保険金額
傷害（治療費）	3,000万円
疾病（治療費）	
救護者費用	